

○経済産業省・国土交通省告示第一号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第三号）別表第一の二の項の規定に基づき、二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者を定める告示を次のように定める。

令和八年三月三十日

経済産業大臣 赤澤 亮正

国土交通大臣 金子 恭之

二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者を定める告示

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則別表第一の二の項の二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者は、次の表の上欄に掲げる貨物又は旅客の輸送の区分ごとに、二酸化炭素の排出量を算定する年度の末日における同表の中欄に掲げる貨物又は旅客の輸送能力が、それぞれ同表の下欄

に掲げる基準以上である者（船舶による貨物の輸送及び船舶による旅客の輸送の区分については、同表の中欄第一号に掲げる輸送能力が、それぞれ同表の下欄に掲げる基準以上であり、かつ、同表の中欄第二号に掲げる輸送能力が、それぞれ同表の下欄に掲げる基準以上である者とする。）以外の者とする。

<p>鉄道による貨物の輸送</p>	<p>鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する車両であつて貨物の輸送の用に供するものの数</p>	<p>三百両</p>
<p>鉄道（軌道を含む。）による旅客の輸送</p>	<p>鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業（軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業を含む。）の用に供する車両であつて旅客の輸送の用に供するものの数</p>	<p>三百両</p>
<p>道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第八項に規定する事業用自動車（以下「事業用自動車」という</p>	<p>事業用貨物自動車（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するもの）に限り、被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した</p>	<p>二百台</p>

<p>。であつて貨物の輸送の用に供するものによる貨物の輸送</p>	<p>用具であるものをいう。以下同じ。)を除く。)の数</p>	
<p>事業用自動車以外の自動車であつて貨物の輸送の用に供するもの(以下「自家用貨物自動車」という。)による貨物の輸送</p>	<p>自家用貨物自動車(次の各号に掲げるものを除く。)の数</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 被けん引車 二 三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車(被けん引車を除く。) 	二百台
<p>乗合自動車による旅客の輸送</p>	<p>道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業(同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)の用に供する自動車の数</p>	二百台
<p>乗用自動車(乗合自動車を除く。)による旅客の輸送</p>	<p>道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数</p>	三百五十台

船舶による貨物の輸送	<p>一 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第二項第一号の内航運送をする事業の用に供する船舶の合計総トン数</p> <p>二 内航海運業法第二条第二項第一号の内航運送をする事業の用に供する船舶の数</p>	二万トン
船舶による旅客の輸送	<p>一 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業（一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をするもの（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするもの及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）に限る。以下同じ。）の用に供する船舶の合計総トン数</p> <p>二 海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶の合計総トン数</p>	<p>二万トン</p> <p>四十隻</p>

航空機による貨物又は旅客の輸送	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項の航空運送事業の用に供する航空機（過去一年間に本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送の用に供されているものに限る。）の最大離陸重量の合計	九千ト ン
-----------------	--	----------

に供する船舶の数

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。